

Title	豈好同盟演説会について：明治十年代における慶應義塾系演説会の研究
Sub Title	
Author	松崎, 欣一(Matsuzaki, Kinichi)
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	1993
Jtitle	近代日本研究 Vol.10, (1993.) ,p.161- 192
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	挿表 豈好同盟演説会演説記録
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-19930000-0161

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

豈好同盟演説会について

——明治十年代における慶應義塾系演説会の研究——

松 崎 欣 一

一

本稿は明治十年代における慶應義塾系演説会の研究として前稿⁽¹⁾に続くものである。前稿では明治一四年四月から一〇月までの演説会活動を確認できる「経世社」についてみたが、ここではその「経世社」とほぼ同時期に存在した「豈好同盟」について検証してみたい。

（第一表（以下、表は本稿末尾に掲載）は豈好同盟の人員構成を示すものである。『郵便報知新聞』⁽²⁾に掲載された演説会の開催広告と演説者および演題等の予告記事を典拠とするものであるが、合わせて一六名のメンバーをみることができる。このうち藤田と高木は「外員」とされている。なお、篠田⁽³⁾は『明治百話』（昭和六年、四條書房刊）に「明治の演説流行」と題する一章があり、そのうちに豈好同盟の活動を回想する次のような一節がある。

豈好同盟(と)組織

私は小学校が芝のとちよ輛小学校で、後ち仙台屋敷の岡鹿門の塾へ通学した。当時の塾監は安田勲であった。徳大寺の子息さんが二人通って来ていたが、彦磨、篤磨といったと記憶している。ソレから慶應義塾へ入学した。其時既に波多野承五郎、箕浦勝人、藤田茂吉は卒業期で、尾崎行雄は中途工部大学へ転校した。私は井ノ角の井上角五郎と同級であった。先年逢ったら懐かしいと言っていた。木下謙次郎、白井哲夫、高梨哲四郎とも仲よくした。学校時代は随分経綸抱負が大きく演説が好きで、政談演説は過激派を以て目されたもので、其頃の演説の本場は何といつても両国の中村楼、浅草の井生村楼で、ソレから更に本舞台は木挽町の明治会堂(後ち厚生館となる)で、彼処では擬国会を實行したものであった。私共は『豈好同盟会』を組織して盛んに雄弁を振るつたが、『豈好』とは「我豈に弁を好んや、已むを得ざればなり」という語に基き、枝元長辰、溝部維幾、井上寛一、奥田直之助等で獅子吼をなし、此外に塾の先生側で、波多野承五郎、本田孫市、村上貞一なんかが政府攻撃の熱弁長舌を振るつた。私なんか京橋署へ呼ばれどし、警部四五人で取囲み、演説の趣旨を問ひ詰める騒ぎ、私は空嘯いて「外国では、こんなことは朝飯前だ」とよく弁解したものである。

会名の由来は「我豈に弁を好んや、已むを得ざればなり」という語に因むという。経綸抱負を内に秘めたままには出来ない熱情にかられ政談演説会を組織したというわけであろう。メンパー七名の名が挙げられている。井上、枝元、奥田、溝部、波多野(承)、本田、村上である。『明治百話』は篠田による「古老旧知親懇者の実話を聴取した記録」であって、この実話を語つた当人も豈好同盟の一員ということになるが氏名が明示されていない。『明治百話』の筆法は、実話の採訪集成によつて読者に「明治の気分」を伝えることに重きを置いたためか、必ずしも談話者の名が示されていない。この挿話もその一つである。「京橋署へ呼ばれどし」とあって、豈好同盟の幹事役であったかとも思われ、第一表中のいずれかの人物と想定したいがそれぞれの出身地と話者の芝の輛小学校に学んだことが結び付きにくく疑問が残る。今のところ氏名を特定出来ず後考に待たねばならない。また

「塾の先生側」という波多野(承)、本田、村上の名も『郵便報知新聞』の記事中には全く現われない。本田孫市とあるのは本田孫四郎のことかと思われる。村上貞一の名は『慶應義塾百年史』などにも見えない。後年の懐旧談として若干の混乱があると思われるが、参考資料として表示した。

第一表は、以上の一九名についての一覧である。慶應義塾入学者の記録である『慶應義塾入社帳』および『慶應義塾塾員名簿』⁽⁹⁾、『慶應義塾総覧』⁽¹⁰⁾によって、それぞれの出身地、身分、入学年月、卒業年月等をまとめたものである。表中の卒業年月欄に「卒」とあるのは、慶應義塾にはじめて卒業の規定ができた明治六年の時点でそれ以前の慶應義塾に学んだ人々の内で卒業の資格を認定された者である。溝部、村上については入学の記録が見られない。また、①慶應義塾内に塾生達によって組織されていた演説団体「協議社」「猶興社」「精干社」のメンバーであった者、さらに②明治十四年四月に始まったと考えられる慶應義塾系演説会「明治政談演説会」、③明治一五年二月に発足した「東洋議政会」、④明治一五年四月に結成された「立憲改進黨」⁽¹²⁾それぞれへの参加者についても表示した。

第二表は、前稿で取りあげた経世社のメンバーについての同様の一覧である。経世社はその設立(明治一四年四月)の前後に相次いで慶應義塾を卒業した者及び卒業を目前にした青年たちを中心の会員とし、さらに教員として慶應義塾内にあった年長の先進者たちも外員(員外)として加わって構成されていた。また福澤諭吉、浜野定四郎も客員として名をつらねていた。山崎程者の名が両表に見える。山崎の豈好同盟演説会への参加は七月と八月の二回であり、経世社演説会への参加は九月以降の三回となっている。山崎が豈好同盟から経世社へ移籍したと見れば両会のメンバーは重ならないことになる。また、豈好同盟のメンバーのうち池内、枝元、奥田、坂本の四人が鹿児島出身であり同会結成の核になっていた可能性が想定される。豈好同盟への波多野(承)、本田ら

の教員の参加についてはなお他に資料を得て確認をする必要があるが、組織としては慶應義塾に関わる人々からなり、卒業前後の青年たちのグループをすでに郵便報知新聞や東洋経済新報など学外において活躍しまた統計院書記官に任じていた犬養が取纏め、さらにそこへ藤田、高木らの年長者たちが外員として加わるというかたちになっており、基本的には経世社と同様の構成を持っていたとみてよいと思われる。

ただ、両表を比較して分かるように、両会のメンバーの多くがいずれも慶應義塾系のより大きな組織である明治政談演説会に参加している（表中○印、以下同じ）が、豈好同盟のメンバーの方が慶應義塾内にあった塾生の演説グループである猶興社や精干社などに所属して、すでに塾生時代から「演説」に熱心であった者が多く、また東洋議政会から立憲改進黨へとより実際の政治の世界に関わった者が多いという際立った特徴がある点に注目する必要がある。

二

豈好同盟に関する『郵便報知新聞』の初出記事は明治一四年七月一日の「府下雑報欄」の次の記事である。

明日、木挽町の明治会堂にて聞く豈好同盟の政談演説会ハ、（会社ノ瓦壞）池内源太郎、（政府ノ持病）山崎程者、（誰カ一国ノ主権ヲ有スルモノソ）井上寛一、（陪審論）波多野一、（何ヲカ善良政府ト云フ）枝元長辰、（転ハス先ノ杖）奥田直之助、（利害ヲ異ニスル者頼ミ難シ）矢野可宗、（豈好哉）溝部維幾、（中央集権ノ余波）坂井次永、（航海ノ事ヲ論ス）犬養毅、（地方税ヲ濫用スル勿レ）外員藤田茂吉の諸氏にて当日の傍聴ハ無料ナリ。

七月二日の木挽町の明治会堂における政談演説会の開催が、池内源太郎他一〇名の演題とともに告知されてい

る。『郵便報知新聞』の「府下雜報欄」及び「広告欄」によれば、この日を初めとして一〇月一五日までに計八回の演説会開催が確認出来る。いずれも「政談」演説会を標榜している。第三表はこれらをまとめたものである。隔週の開催を例としたようである。表中の○印及び△印は、それぞれの演説会当日に登壇が予定されたことを示す。井上寛一（貫一）、波多野一、枝元長辰、奥田直之助、矢野可宗の回数が多く主要なメンバーであったことが窺われる。第四表はそれぞれの演説会毎の、第五表は演説者別に予定された演題を整理したものである。これらのうち、これまでに四編の演説記録を見ることが出来ているが、七月二日の演説会では、奥田直之助と藤田茂吉の記録がある。

奥田の「転バヌ先ノ杖」に述べるところは国会の即時開設論である。演説会開催の翌月に公刊された『名家演説集誌』（第四号）に収録されている。そこで、奥田は次のように言う。世の中のことば転ばぬ先の用心が緊要である。わが国の現状は内にあっては財政問題、外にあっては条約改正また琉球論の紛議があつて実に多事多難である。本年の世情は昨年のおちの物価騰貴や国会論の沸騰による「天下ノ人心恟トシテ寧カラザル」状態も収つてやや落ち着いてはいるかに見える。それが集会条例の効果なのかは知らない。しかし、「凡ソ世ノ中ノ物ハ時ニ從テ変化スアルモ、有ヲ消シテ無ニ歸スル事」は出来ぬはずで、ましてや「天賦ノ自由思想」を求める機運が消滅したわけではない。「今少シク平穩ナルガ如キ者ハ他日大ニ為ス所アラシカ為」だけのことである。とすれば、今、「転バヌ先ノ杖」は国会開設そのものであつて、「国会ニシテ開設セバ終始顛覆ノ患ナク、其杖ニ依リテ我至ラントスル所ヘ達シ得」るのだと述べている。

藤田の演説は「左ノ一編ハ藤田茂吉カ明治会堂ニ演説セル大意ナリ 友部鴻漸筆記」として七月四日付の『郵便報知新聞』に社説として掲載されている。ここでは豈好同盟のことが示されていないが、その内容と明治会堂

での演説であることから、七月二日の豈好同盟の演説会での演説「地方税ヲ濫用スル勿レ」の趣旨を伝えるものとみてよいであろう。藤田の述べるところは、「地方税」を武器に地方議会が政府に抵抗することが行われていることへの批判である。いわゆる代議士無ければ租税無しと言うのはよい。しかし我国の現状が地方議会のみあって、国会が開設されていないのも事実であって、「国税ニ関シテハ余輩ハ未タ何如シトモスル能ハサルノ地位」にあり、「唯々諾々政府ノ命スル所ニ從テ膏血ヲ奉呈セサルヲ得」ない立場にあるのは確かである。東京府会が師範学校の費用を減ずる議決をしてその運営に支障を来す処置を取ったというように、政府の決定する法律の執行に要する費用の十分な裏付けを地方議会が拒否することによって、政府に対してその法律の改良の至当なることを示すというが、これは必ずしも妥当な考えではない。法律に問題があれば改善そのものを政府に進んで求めるべきであり、費目の削減という間接的な方法ではかえって貴重な金円を河中に投ずることになるだけのことである。地方税を「濫用」すべきでないというのである。

この他に二編の記録が残されている。矢野可宗及び波多野一のものである。

矢野の八月六日の演説「尽一ノ死法ハ以テ万古ノ活人ヲ制スベカラズ」(『名家演説集誌・第五号』所収、同年九月刊)はややまわりくどい論法になっているが、基本的には先の奥田と同じく国会の早期開設と国約憲法の制定を求め、また法制の近代化を要求するものである。法律は「政府ガ社会公衆ノ安寧保護ヲ計」るために制定されるものである。しかしその法律もその限りでは「死物」にすぎない。それは政府の、また人間の運用によって「活機ヲ得テ以テ其効用ヲ生ズル」ものとなる。そしてその人間は「事物ヲ思慮スルノ精神ヲモ持シタル一個ノ真活物」であって、「其身体精神ハ共ニ發達シテ止ザルモノ」なのである。「活物」としての人間を制御する法律が「死物」のままであっては実効を挙げることは出来ない。「法ヲシテ万世画一ナラシメズ、能ク時ニ随ヒ世ニ伴フテ変易

改更セシムベキ」ことが必要となる。子供の成長につれてその衣服を更新する必要があるように、時代の進展につれて逐次法律も変更しないわけにはいかない。今日の日本の人民は「決して昔日ノ幼稚人民」ではない。維新以来わずか十数年のうちに旧来の面目を一新している。「開明曙光ニ向フ」状態にあつては「君主專制ノ法」を廢して「自由ノ制度」に変更しなければならぬ。昨年には「刑法、治罪法」が制定され、次第に「旧來ノ陋法」の改革が進んではいないが、「国家内外多事ノ今日ナレバ、如何ニ賢明ノ政府トイヘドモ、我々人民ニ取リテ尚未ダ満足セザルノ法制」が少なくのが現状である。その原因はどこにあるか。それは国会が未だ開設されていないこと、また國約憲法が未だ制定されていないことであると述べる。そして、「一國の衆人民ニシテ既ニ成童ニ達シナガラ、尚ホ垂髫兒ノ服ヲ着セラレ、既ニ開明ノ域ニ進ミナガラ尚ホ野蠻ノ旧法ニ制セラルルコトアラバ、或ハ恐ル、人間憤怒心ノ集ル処、凝結シテ不測ノ兇變ヲ生ズルコトアラソトヲ。願クハ当路ノ君子早ク茲ニ注目シテ我々成童ノ人民ヲシテ身ニ適シテ不便ナキノ衣服ヲ着スル自由ヲ得セシメヨ。」と結んでいる。

波多野の九月三日の演説「特別保護ノ性質ヲ論ズ」(『名家演説集誌・第八号』所収、同年一〇月刊)は北海道開拓使官有物払下げ事件に関するものである。政府が一般に人民を保護することは至当のことであるが、この「一般ノ保護ノ外ニ格段ナル保護ヲ与フル」ことを「特別保護」という。例えば、政府が海運政策として三菱会社に毎年二五万円を支出している事例のように、我国において「農工業ノ振ハズ汽船運輸ノ盛ナラザル如キアラバ、其事情ヲ審カニシテ之ニ特別ノ保護ヲ与フル」ことも時には必要である。ただ、かつての「株仲間」の仕組のように「酒屋、板場ノ株ノ如キ一家特有ノ者ニシテ他ノ之ヲ有セザル者ハ更ニ營ムベキノ道ナシ」という弊害を生むようなことがあつてはならない。「事物ノ進歩ハ競争ノ力ヲ多キニ居ル者」なのであつて、「株式ナル者ハ自他競争ノ念慮ヲ断絶セシムルニ由リ独リ株式ヲ有スル者ニシテ壟斷ノ利ヲ占有セシムル者」なのである。開拓使官有

物下げ問題のごときは払下げとはいっても実際は関西貿易商會に非常なる特別保護を与えたことに他ならない。三〇〇万円の現価ある物品を三〇万円、無利息、三〇年賦で払下げるといふ。一年に一万円の支払である。年々一万円を得るには一割の利子として一〇万円あればよい。とすれば三〇〇万円の現価ある物品を十万円の金額で払下げたと同じことになる。しかもかの商會の規則によれば「凡ソ北海道ノ産物ハ一切其商會ノ手ヲ経ザレバ運搬スルヲ許サズ」とある。そうであれば三菱会社も広業社もその利益は関西貿易商會の奪うところになって、競争して商業を営む者がないことになる。「封建ノ世ノ株式ノ如キ者ヲシテ、再ビ我國ニ現出セシメン」とするのであり、「全国人民ノ不幸誠ニ言フニ忍ビザル者」である。まことに「当路者が特別保護ヲ濫用シテ其害ヲ国民ニ及ボス者」といわざるをえない。イギリスの東インド会社のように西洋にあつても特別保護の例はある。しかしこれもインドにおける「商売権ヲ占有シ、該地ニ跋扈シテ暴戾不条理至ラザルナク、太ダ英國ノ面目ヲ辱シメ」る結果となつたのであり、「我國ニ東印度会社ヲ見ルノ不幸ニ至ルヲ黙視」出来ないと思はれるものである。

第四、五表に見るように、一六名の六〇をこえる演説の演題はさまざまである。メンバー個々に見ればそれぞれの問題関心に特定の方向が窺える場合もあるが、その時々々の演説会も必ずしも一定のテーマを掲げるのではなく、メンバーそれぞれがかなり自由に論題を設定しているようである。演題のみからその内容すべてを断定的に論ずることは出来ないが、明治一四年七月から一〇月にかけての四か月にわたる時期であり、いわゆる北海道開拓使の官有物下げ問題が一つの軸になっていたことは確かである。そしてその論調はたまたま残された前期四篇の議論にみるように、おおよそ政府専制の批判とその問題の解決の手段としての国約憲法制定・國會早期開設を求めることを基調とするものであつたとみてよいと思われる。

豈好同盟の演説会におけるさまざま演説は当時の人々にどのよう受け止められたのであろうか。豈好同盟に限らず諸種の団体の演説会についての『郵便報知新聞』の關係記事は、基本的には演説会開催日時と演説者および演題の子定を告知して、具体的に開催当日の様子を伝えるようなことは殆どないのが通例である。豈好同盟についてはそうしたわずかな例として次のような記事一件が見られるのみである。

一 昨日木挽町の明治会堂にて開きたる豈好同盟社の演説会へ、聴衆凡そ千五百人斗りにて、其論開拓使の事件に涉りて之を排撃する時ハ喝采拍手の声絶へず、余程盛んなことにてありき。(『郵便報知新聞』明治一四年一〇月三日付「府下雜報欄」)

第四表に示されているように、当日は井上寛一の「三千五百万人ノ声ハ尚ホ一黒田清隆ノ声ニ及バズ」の他に、枝元、奥田、矢野、藤田、高橋、梅木の演説があった。全員が開拓使の官有物払下げ問題を論じているように見える。さながら払下げ問題追求集会になったのではないかと思われる。前記の記事が伝えるように払下げ問題の非を論ずる件りでは千五百人の拍手が鳴りやまなかつたと言う。明治一四年一月一九日付松岡文吉宛の福澤論吉書簡に「木挽町の会堂は既に落成、随分粗末の普請なれど、合して二百坪も有之、其演説堂には千余人も容るべし。之れが為入費は二万余円も掛り、現今の処にては東京第一広き⁽¹³⁾ルームなり」とある。豈好同盟の演説会は「東京第一広きルーム」に文字通り立錐の余地なく聴衆を集めた演説会であつたことになる。梅木忠朴の「革命の性格」などどのようなことを論じたのであろうか。第一節で引用した「明治の演説流行」にみるように警察

当局の神経を過敏にさせる場面を現出したであろうことが想定される。ただ、「外国ではこんなことは朝飯前だ」と空嘯いたとあるが、警察の取調べがそれほど厳しいものであったように回顧しているわけでもなさそうである。先の引用部分に続いて次のような一項がある。

千歳の五人車座

当時代言人を代表していた、沼間守一の「鷗盟会」これに対抗といふ訳でもないが、対立して政府攻撃をやらかすのが、報知社派の「東京議政会」であった。コレには中江篤介の門下も参加して、盛んに氣勢を挙げている。演説の帰途には、新橋の今の博品館のところが、「千歳」といふ料理屋であつて、京橋際の松田に対して双方負けず劣らぬ大料理店。松田は便所の綺麗なので名高く、千歳は登り段の大きい、五間幅位の西洋階段で有名であつた。ソノ「千歳」へ押登つて、五人位が車座となつて、周囲にグルリ徳久利を、飲み干しては並べ、飲み干しては並べ、一本並みだが数十本を行列させて喜んだもので、慷慨悲憤の氣に満ち、演説の論旨を再演して、得意のもの、口角泡を飛ばし、酔つて前後を忘れたもので、「千歳」の名物茶碗むしをウンと食べたりしていよいよ解散となつて、外へ出ると忽ち小間物屋開業。イヤ一度酔いも酔つた、あんなに酔つたことはなかつたことがある。ポツリポツリ雨が顔へ当るのが、いい心地だが、土橋辺へさしかかると、一步は高く一步は低く、氣がつくと、下駄を片方しか穿いていない。ソレでも生酔本性違はず、後戻りしてヤット探し出し、家へ帰ると書生が碁を打っていた。ソコへ顔を出すと、書生が吃驚して「喧嘩でもして来ましたか」と聞くから、どんな顔かと思つたら、雨の雫に濡れたた儘の、蛙の面みたいいな顔付、成程酔ふて前後を忘れるというが、何も彼も感じないものだ、ツクツク思つたことがあつた。

「鷗盟会」は「嚶鳴会」の、また「東京議政会」とあるのは「東洋議政会」の誤りであろう。「東洋議政会」は、第一表に見るように、豈好同盟のメンバーであつた人々（井上、枝元、奥田、矢野可宗、犬養、藤田、矢野貞雄、高橋、梅木、坂本）に尾崎行雄、竹村良貞、野田精一郎、矢野文雄、松岡直忠が加わつて、明治一五年二月に発足した組織で、やがて立憲改進黨を構成する有力な軸となつた。⁽¹⁵⁾豈好同盟の活動としてここに論じている時期からは若

干遅れるものではあるが、おそらくは豈好同盟の演説会においても同様な雰囲気があったと思われる。参考資料としてここに抄記した。

「慷慨悲憤の氣に満ち、演説の論旨を再演」して口角泡を飛ばしたという。ここには多くの聴衆を前にして思うところを訴えた心情の高ぶりはある。しかし、例えば前節で検討したそれぞれの演説記録にみるように国会の早期開設を言うにしてもその構成なり選出法などを議論するに今一步踏み込んだものではないし、また、現状の变革をどのように考えるかといったいわば戦略的な構想に至るほどのものはあまり窺えない。ただ、明治会堂を埋めたのがどのような人々であったのか具体的に知ることができないが、その数が千人を超えたということは、当時にあつては東京市中の特別に政治意識に目覚めた人と言うよりは、むしろ、ごく普通の人々が集つた結果であつたといつてよいだろう。ここで多くは二〇歳前後の青年たちが厳しい言論統制下にあつて人々に現状の問題の所在の一端を解きほぐしてみせたことの重要性を見るべきであらう。また、これらの演説の内容が『郵便報知新聞』の社説などのかたちで紹介され、あるいは『名家演説集誌』などの当時相次いで出版された雑誌類に収録されてより多くの人々の目に触れることになつたのも忘れてはならないことである。¹⁹⁾

ところで、第六表は豈好同盟メンバーの履歴を各年度の『慶應義塾塾員名簿』¹⁷⁾等を典拠史料としてまとめたものである。24、44等の数字は塾員名簿のそれぞれの刊行年度を示す。空欄は名簿に記載がないものである。藤田茂吉などの比較的知られた人物について履歴の記事が示されないことになるが、あくまでも典拠資料としての塾員名簿のままに表示した。波多野(丞、本田、村上)についてはひとまず除いて、とりあえずこの表の限りで残る一六名の履歴の概略をみたい。

まず、奥田の県会議員、溝部の島根県庁から栃木県知事への就任、犬養の衆議院議員、そして池内の衛生組合

長や坂井の電信郵便局長なども含めて中央・地方の政官界に関わった者の多いことが目につく。次いで高木の毎日新聞社をはじめとして新聞関係者が多い。矢野(可)の五州社は明治一六年に神戸に設立された新聞社である。神戸又新日報を刊行している。⁽¹⁸⁾表中空欄の枝元も別の資料によれば、郵便報知ほかの新聞社に関わり、日清戦争の折りに旅順に赴きのち病を得て帰国し明治二九年に没している。⁽¹⁹⁾また藤田も初期の郵便報知新聞の中軸であったこと、衆議院議員となったことなどが知られる。藤田は議員在任中の明治二五年に没している。⁽²⁰⁾波多野(一)、梅木の両者の岩国学校および兵庫実業補習学校とあるのは英学教師としての赴任とみてよいだろう。実業界に進んだのは三井鉱山合名会社に関わった溝部、および関西石材取締役となった晩年の高木の二名である。

前稿でみたように、豈好同盟とはほぼ同時期に存在した経世社のメンバーには横浜正金銀行、大倉組、千代田生命保険相互会社、三井銀行、豊国銀行等実業界、経済界関係者が多く、政界関係者は衆議院議員が二名であって豈好同盟、経世社それぞれのメンバーの進路にかなりの相違をみるができる。それは、両グループが成立及び活動経過などにおいて相似た性格を持つものでありながら、とくに豈好同盟が先に述べたように、立憲改進黨成立前史の一段階を担うグループとなっていたことを反映するものとみてよいだろう。

豈好同盟の演説会は明治一四年七月に始まり、一〇月まで存続した。そして翌年の二月には新たに東洋議政会が発足して豈好同盟のメンバーの多くはそれに加わった。また経世社は同じく明治一四年四月に始まり、一〇月まで存続した。ここで、豈好同盟および経世社両組織の存廢の事情についての考察が残されている。いわゆる明治一四年の政変がらみの問題などがあると思われるがな別稿において検討することとしたい。

注

- (1) 松崎「経世社演説会について——明治十年代における慶應義塾系演説会の研究——」（『慶應義塾志木高等学校研究紀要二二輯』所収）
 - (2) 本稿のために利用した『郵便報知新聞』は大洋写真工芸社制作マイクロフィルム版及び柏書房刊・復刻版である。
 - (3) 篠田敏造——明治四年、東京赤坂生れ。同二八年報知新聞記者。同三五年七月より古老の実話を聞き書きした連載を始め、後に『幕末百話』として刊行。同様の編著に『明治百話』『銀座百話』『明治新聞綺談』などがある。（平凡社版『日本人名大事典』）
 - (4) 会名について、『郵便報知新聞』の関係記事では「豈好同盟社」が一例あるほかは、すべて「豈好同盟」あるいは「豈好同盟演説会」ないし「豈好同盟政談演説会」とある。なお、「豈好」の読み方を明記した記録は残されていないが、「がいこう」と読んだものと思われる。
 - (5) 『明治百話』二九一―二九二ページ。
 - (6) 『明治百話』一七ページ。
 - (7) 『明治百話』一七ページ。なお、同書の巻頭（三―一六ページ）で編著者篠田は自身の「実話聴取癖」について、幼小期に預けられた理髮床で聞かされた世間話の魅力と、話し上手な祖母の芝居話しを聞かされたことから育ったものだと言っている。また、「新聞紙面を飾る読物は実話に限る」といい、「実話の気分といふものは、其話を一種の膜に包んで聴いている中に、何ともいへない味がある。まづ自家陶醉を感じ、ソレを文字に写すに当って、ソノ気分が読者に以心伝心しなくてはならない」と述べている。
 - (8) 福澤研究センター編『慶應義塾入社帳』第一巻、第二巻。
 - (9) 『慶應義塾塾員名簿』として参照したのは次の通りである。
『慶應義塾姓名名録』（明治二四年刊） 『慶應義塾塾員・学生姓名名録』（明治二九年刊） 『慶應義塾姓名名録』（明治三三年刊） 『慶應義塾塾員名簿』（明治四四年刊）
 - (10) 『慶應義塾総覧』（大正四年刊）
 - (11) 塾生演説グループ、明治政談演説会、東洋議政会への参加者については、松崎「慶應義塾精干社の人々」明治演説史のひとこま」（『近代日本研究』第四号）参照。
 - (12) 立憲改進黨員については、『郵便報知新聞』明治一五年一月に連載された党員名簿による。
 - (13) 『福澤論吉全集』第一七卷四三九―四四〇ページ。
 - (14) 『明治百話』二九二―二九三ページ。
- なお、同書の「明治の演説流行」の一節は四項目から成っている。第一項は「有楽町の大隈邸」（同書、二九一ページ）であって、「大隈家が麴町有楽町にあった頃のことを知っている人は、次第に少くなって、今に知る人はなくなるに相違ない」としてその位置と周囲の

様子を語り、「大隈邸はとても広い邸で、桃の木が沢山あって、いい実がなるので、よく枝毎オッペンョッテ、食べたりに投出して置く、門から大玄閣まで長い丁場を、馬丁が先へ駆込んで来て『お帰りイ』といふ声が聞えると、悪戯ッ兒は、一同蜘蛛の子を散す如く、消えていなくなったものである。」と結んでいる。談話者は幼小期に大隈の屋敷内を遊び場にしていたようである。小学校が芝であったから大隈邸も行動半径の内であったのであろう。この項目に次いで本文中に引用した『豈好同盟会組織』と『千歳の車座』が続いている。

さらに第四項目が『或日の大養先輩』（同書、二九四ページ）である。「明治二十二年二月十一日憲法発布の前年、其日木挽町の明治会堂で、演説会を開くので、前々から氣勢を昂め、大演説をする積りで、憲政を敷くべく、政府を攻撃する手筈を極めて、枝元長辰、井上寛一と会堂へ乗込んだら、いよいよ憲法発布が、翌年紀元節と極って、政府はこれを発表したのでこの演説会は御流れ」となって、前祝いに祝杯を挙げようと土橋の昌栄楼へ出かけた。このことをちに大養先輩から「近頃君達は芸者遊びをするそうだが」とからかわれたという回顧談で、「イヤ明治の演説会流行の話が飛んだところへ脱線してしまったものだ。さうしたことも全く思出の種だよ。」と結んでいる。

(15) 明治一五年二月六日付『郵便報知新聞』の広告欄に「今般、同志相謀り人民政治上ノ思想ヲ誘発スルガ為メ議政会ナル者ヲ設ケ、専ラ府下ニ於テ演説、言論ニ従事シ兼テ各地ノ招聘ニ応ス。此段致広告候也。」とあって、井上他一四名の名がある。

(16) 『名家演説集誌』の奥付によれば、各地発売書林として東京一三、大阪二、武州川越二の他に京都、常州、水戸、同下館、武州横浜、上総松尾、同茂原、下総松戸、同千葉、同銚子、上州沼田、同高崎、野州栃木、陸前石之巻、岩代福島、羽後西大館、紀州和歌山、伊勢州津に各一の計三六の書店名が挙げられている。

(17) 注8、9、10

(18) 西松五郎『神戸又新日報』略史（『歴史と神戸』18―2所収）

(19) 宮武、西田『明治新聞雑誌関係者略伝』による。

(20) 『慶應義塾出身名流列伝』による。

豊好同盟演説会について

第1表 豊好同盟員一覧

氏名	出身地	身分	生年月	入社 年月日	年令	卒業 年月	※1	※2	※3	※4
山崎 程者	愛媛県・伊予国温泉郡生淵町	士族		10. 10.		12. 7.				
池内 源太郎	鹿児島県・日向国白杵郡富岡村	士族		12. 9. 28.	21.	13. 12.	精			
井上 寛一*	山口県	士族		8. 1. 28.	12. 5			○	○	○
波多野 一	山口県・周防国山口本町	士族		10. 4. 2.	19.	13. 7.	精			
枝元 長辰	鹿児島県・大隈国羅郡加治木反土村	士族		12. 9. 15.	17. 11	13. 7.	精	○		
奥田 直之助	鹿児島県・口置郡串木野郷上谷村	士族		11. 6.	19. 9	14. 7.	精		○	○
矢野 可宗	愛媛県・伊予国温泉郡玉川村	士族	文久2.5.	12. 9. 22.	17. 4	14. 4.			○	
溝部 惟幾										
坂井 次平	青森県・田名部町	士族		11. 1.	18.	13. 12.	精			
大釜 毅	岡山県・備中国賀陽郡真金村	平民		9. 3. 6.	20. 5		猶	○	○	○
矢野 貞雄	大分県・豊後国佐伯村	士族		8. 1. 11.	13. 2			○	○	○
高橋 周治	新潟県・古志郡乙吉村(改姓・近藤)	平民		10. 9.	19.	14. 4.			○	○
梅木 忠朴	愛媛県・伊予国温泉郡玉川町	士族		10. 10.	18. 10	14. 7.	精		○	
坂本 盛得*	鹿児島県・薩摩国川又郡宮岐村	士族	文久1.9.	14. 3. 1.				○	○	○
藤田 茂吉	佐伯県・豊後(旧姓・林)	平民		4. 11. 3.	19.	7. 12.		○	○	○
高木 喜一郎	豊前・中津			2. 11. 9.	19.	卒		○		

* 井上寛一 一井上貫一 坂本盛得 一坂元盛得 (『慶應義塾入社帳』)

(参考)

波多野承五郎	木更津県・上総	士族		5. 3. 18.	15.	7. 12.	協	○		
本多 孫市*										
*本多孫四郎	島原県・肥前	士族		4. 9. 13.	15.			○		
村上 貞一										

※1 塾生演説団体

協：協議社，猶：猶興社，精：精干社

※2 明治政談演説会

※3 東洋議政会

※4 立憲改進黨員

入社・卒業年・・・明治

典拠：『郵便報知新聞』、『慶應義塾入社帳』

『慶應義塾塾員名簿』、『慶應義塾総覧』

第2表 経世社員一覧

氏名	出身地	身分	生年月	入社		卒業 年月	※1	※2	※3	※4
				年月日	年令					
小出儀一郎	高知県阿波国名東郡住吉島村	士族	安政6.11.	12.10.1.	19.11.	14.1.				
渡部久馬八	越後長岡	士族		ケ4.1.7.	20.9.	卒		○		
高橋 正信	東京府本所緑町	士族	安政4.9.	11.2.18.	12.2.	13.1.	精			
高島小金治	熊谷県群馬郡前橋町	士族		7.6.11.	19.5.	12.7.	猶	○		
矢田 績	和歌山県東牟婁郡新宮谷王子	士族	万延1.12.	13.1.26.	19.10.	13.12.		○		
渡辺 脩	愛媛県伊予国北宇和郡岩谷村	平民	安政6.12.	12.10.9.		14.4.	精	○		
山本 長道										
村田 豊				* 12.12.1.						
北川 礼彌	滋賀県越前国敦賀郡元比村	平民		12.2.3.		14.12.		○		
平賀 敏	静岡県駿河国安部郡東草深町	士族		12.9.12.	18.2.	14.12.				
山崎 程者	愛媛県伊予国温泉郡生淵町	士族		10.10.	20.1.	12.7.				
山田 要蔵 (伊東)	静岡県遠江国敷知郡都筑村		安政6.3.	12.11.4.	19.	14.4.		○		○
久代孝次郎	新潟県越前国中歌津郡高田四ノ辻通	士族	万延1.3.	13.4.2.				○		
雨山 達也	中津			4.2.29.	16.	7.12.		○		
鎌田 栄吉	和歌山県	士族		7.4.27.	16.6.	8.4.		○		
門野幾之進	志州鳥羽	士族		2.4.17.	14.	卒		○		○
福澤 諭吉 浜野定四郎	中津			ケ1.6.		卒				

- ※1 塾生演説団体
猶：猶興社，精：精干社
- ※2 明治政談演説会
- ※3 東洋議政会
- ※4 立憲改進黨

典拠：『郵便報知新聞』、『慶應義塾入社帳』
『慶應義塾塾員名簿』、『慶應義塾総覧』

* 法律学校入社年月日
入社・卒業年……明治(ケ：慶応，ゲ：元治)

第3表 豈好同盟演説会演説者一覧

	開催月・日 (明治14年)							
	※ 7 ・ 2	7 ・ 16	8 ・ 6	8 ・ 20	9 ・ 3	9 ・ 17	10 ・ 1	10 ・ 15
山崎 程者	○		○					
池内源太郎	○		○					
井上 寛一	※	○	○	○	○	○	○	○
波多野 一		○	○	○	○			○
枝元 長辰	※	○	○	○	○	○	○	○
奥田直之助	※	○		○	○	○	○	○
矢野 可宗		○	○	○	○	○	○	○
溝部 惟幾	※	○	○	○	○			
坂井 次永		○	○					
犬養 毅		○						
藤田 茂吉		△					△	△
高木喜一郎			△					
矢野 貞雄					○	○	○	○
高橋 周治						○	○	○
梅木 忠朴						○		
坂本 盛得							○	

※印 篠田鉦造『明治百話』にみる豈好同盟員
他に波多野承五郎、本多孫一(孫四郎カ)、
村上貞一

△印 外員(客員)

月・日	演説者	演 題
9. 3	井上 寛一 波多野 一 枝元 長辰 奥田直之助 矢野 可宗 矢野 貞雄 高橋 周治 梅木 忠朴	不斬王倫国存亡未可知 特別保護の性質を論ず 一商社の命脈奚ぞ社会の公益より重からん 時機失ふべからず 片輪社会 我政府中果して自惚者なき歟 代議政体の起る偶然に非ず 輿論は公共心を須って勢力あり
9. 17	枝元 長辰 矢野 可宗 井上 寛一 奥田直之助 矢野 貞雄 高橋 周治	干渉論 咄何者の豎(堅カ)儒か我外交の事を破る 俱不戴天の敵とは夫れ誰を謂ふ乎 雨降りて地凝まる 節義功名亦重からずや 日英両国の交際果たして親睦なるを得へき乎
10. 1	井上 寛一 枝元 長辰 奥田直之助 矢野 可宗 藤田 茂吉 高橋 周治 梅木 忠朴	三千五百万人の声は尚ほ一黒田清隆の声に及ばず 日本の政治家 当局者何そ輿論の向ふ処を察せざる 情実政治 憂国の精神をして散処せしむべからず 敵に兵を貸す者は誰ぞ 革命の性格
10. 15	井上 寛一 波多野 一 枝元 長辰 奥田直之助 矢野 可宗 藤田 茂吉 矢野 貞雄 高橋 周治	碧眼奴輩の肝胆をして寒からしめよ 籠絡手段 日本の政治家 強大なるを以て之を畏る、勿かれ 此膝一屈不可復伸 時事勢力の弁 発明の事を論ず 忍べよや忍べよや

第4表 豊好同盟演説会演題一覧（明治14年）

月・日	演説者	演 題
7. 2	池内源太郎 井上 寛一 波多野 一 枝元 長辰 奥田直之助 矢野 可宗 溝部 惟幾 坂井 次永 犬養 毅 藤田 茂吉 山崎 程者	会社の瓦解 誰か一国の主権を有するものぞ 陪審論 何をか善良政府と云ふ 軛はぬ先の杖 利害を異にする者は頼み難し 豈好哉 中央集権の余波 航海の事を論ず 地方税を濫用する勿かれ 政府の持病
7. 16	井上 寛一 波多野 一 枝元 辰長 矢野 可宗 溝部 惟幾 坂井 次永 高木喜一郎	誰か一国の主権を有するものぞ 国権拡張の方法を論ず 専制は人の好む所 我政府は賭博を禁じて賭博を許すの実あらざる乎 誰か老練家を以て自認するものぞ 東洋人の無気力は偶然に非ず 国会設立の近きにありとは決して信ず可らず
8. 6	波多野 一 枝元 長辰 井上 寛一 池内源太郎 矢野 可宗 奥田直之助 溝部 惟幾 山崎 程者	如何にして参政の権を得ん 一国の不幸は官民の確執より大なるはなし 客猶不属饜好以宝刀加渠頭 執政者識を誤る勿かれ 尽一の死法は以て万古の活人を制すへからず 耶穌教処分を論ず 任他の世の中 責任なき政府はなきに如かず
8. 20	井上 寛一 波多野 一 枝元 長辰 奥田直之助 矢野 可宗 溝部 惟幾 矢野 貞雄	噫臍の悔あらんよりは寧ろ政体変更の実挙あれ 祝すべきは開拓史処分か 官有物を論ず 人民の自由と衝突するものは夫れ只憲兵か 結合の種類 内閣一参議なし 功成るの何ぞ速やかに身を退けさる

演説者	月・日	演 題
矢野 可宗	7. 2	利害を異にする者は頼み難し
	7. 16	我政府は賭博を禁じて賭博を許すの実あらざる乎
	8. 6	尽一の死法は以て万古の活人を制すへからず
	8. 20	結合の種類
	9. 3	片輪社会
	9. 17	咄何者の豎(堅カ)儒か我外交の事を破る
	10. 1	情実政治
	10. 15	此膝一屈不可復伸
清部 惟幾	7. 2	豈好哉
	7. 16	誰か老練家を以て自認するものぞ
	8. 6	任他の世の中
	8. 20	内閣一参議なし
坂井 次永	7. 2	中央集権の余波
	7. 16	東洋人の無気力は偶然に非ず
犬養 毅	7. 2	航海の事を論ず
藤田 茂吉	7. 2	地方税を濫用する勿かれ
	10. 1	憂国の精神をして散処せしむべからず
	10. 15	時事勢力の弁
高木喜一郎	7. 16	国会設立の近きにありとは決して信ず可らず
矢野 貞雄	8. 20	功成るの人何ぞ速やかに身を退けざる
	9. 3	我政府中果して自惚者なき歟
	9. 17	節義功名亦重からずや
	10. 15	發明の事を論ず
高橋 周治	9. 3	代議政体の起る偶然に非ず
	9. 17	日英両国の交際果たして親睦なるを得へき乎
	10. 1	敵に兵を貸す者は誰ぞ
	10. 15	忍べよや忍べよや
梅木 忠朴	9. 3	輿論は公共心を須って勢力あり
	10. 1	革命の性格
山崎 程者	7. 2	政府の持病
	8. 6	責任なき政府はなきに如かず
坂本 盛得	10. 1	(演題記事なし)

典拠：郵便報知新聞

第5表 豈好同盟演説会演題一覧（明治14年）

演説者	月・日	演題
池内源太郎	7. 2	会社の瓦解
	8. 6	執政者識を誤る勿かれ
井上 寛一	7. 2	誰か一国の主権を有するものそ
	7. 16	誰か一国の主権を有するものそ
	8. 6	客猶不属饗好以宝刀加渠頭
	8. 20	噬臍の悔あらんよりは寧ろ政体変更の実挙あれ
	9. 3	不斬王倫国存亡未可知
	9. 17	俱不戴天の敵とは夫れ誰を謂ふ乎
	10. 1	三千五百万人の声は尚ほ一黒田清隆の声に及ばず
	10. 15	碧眼奴輩の肝胆をして寒からしめよ
波多野 一	7. 2	陪審論
	7. 16	国権拡張の方法を論ず
	8. 6	如何して参政の権を得ん
	8. 20	祝すべきは開拓史処分か
	9. 3	特別保護の性質を論ず
	10. 15	籠絡手段
枝元 長辰	7. 2	何をか善良政府と云ふ
	7. 16	専制は人の好む所
	8. 6	一国の不幸は官民の確執より大なるはなし
	8. 20	官有物を論ず
	9. 3	一商社の命脈奚ぞ社会の公益より重からん
	9. 17	干涉論
	10. 1	日本の政治家
10. 15	日本の政治家	
奥田直之助	7. 2	転はぬ先の杖
	8. 6	耶蘇教処分を論ず
	8. 20	人民の自由と衝突するものは夫れ只憲兵か
	9. 3	時機失ふべからず
	9. 17	雨降りて地凝まる
	10. 1	当局者何そ輿論の向ふ処を察せざる
	10. 15	強大なるを以て之を畏る、勿かれ

第6表 豈好同盟員履歷

		住 所・職 業				住 所・職 業			
山崎 程者	44	没		犬養 毅	24	東京麹町区五番町			
池内源太郎	24	宮崎県延岡本小路			29	東京市牛込区市谷砂土原町 衆議院議員			
	29	宮崎県岡富村本小路			33	東京市牛込区早稲田馬場下町 衆議院議員			
	33	宮崎県岡富村延岡本小路			44	東京市牛込区早稲田馬場下町 衆議院議員			
	44	宮崎県延岡町本小路 本小路衛生組合長							
井上 寛一				矢野 貞雄					
波多野 一	24	山口県玖河郡 岩国学校		高橋 周治					
	29	山口県吉敷郡上宇野令村		梅木 忠朴	44	神戸市兵庫三川口 市立兵庫実業補習学校			
	33	山口県吉敷郡上宇野令村		坂本 盛得					
	44	没		藤田 茂吉	44	没			
枝元 長辰	33	没		高木喜一郎	24	大阪毎日新聞社			
奥田直之助	24	鹿児島県日置郡串木野上名村			29	大阪府西成郡曾根崎村 大阪毎日新聞社 日本建築合資会社 関西石材株式会社取締役			
	29	鹿児島県日置郡串木野上名村 県会議員							
	33	鹿児島県日置郡串木野上名村 県会議員							
	44	鹿児島市池之上町							
矢野 可宗	24	兵庫県神戸栄町 五州社			33	大阪府西成郡曾根崎村 日本建築合資会社 関西石材株式会社取締役			
	29	愛媛県松山市紙屋町							
	33	没							
溝部 維幾	24	島根県庁		波多野 承五郎	24	東京京橋区加賀町			
	29	東京市赤坂区水川町 三井鉱山合名会社				29	東京市麹町区一番町 三井銀行支配人		
	33	栃木県宇都宮市二里山官舎 栃木県知事					33	東京市芝区新浜町 三井銀行理事	
	44	没						44	東京市麹町区上二番町 三井合名会社参事
坂井 次永	24	青森県電信郵便局		本田孫四郎	24		東京京橋区銀座		
	29	青森県青森浦町 青森県電信郵便局				44	没		
	33	京都市上京区岡崎町		村上 貞一					
	44	京都市三条大橋東詰 京都市三条大橋郵便局長							

典拠：『慶應義塾入社帳』『慶應義塾塾員名簿』

〔資料〕

豈好同盟演説会演説記録

豈好同盟による政談演説会の演説記録四篇について、それぞれに注記した典拠によりここに再録する。再録にあたり漢字の用字は原則として現行通用の字体とした。変体仮名、合字などについても現行の字体に改めた。仮名の清濁は原文のままである。原文にはない句読点を筆者の責任において適宜施した。

転バヌ先ノ杖^(五)

豈好同盟演説会

奥田直之助

諺ニ曰、転バヌ先ノ杖ナリト。宜哉、凡ソ世ノ中ノ事ハ転バヌ前ノ要心ヨリ緊要ナルハナシ。何事モ未ダ作ラヌ内ニ要心シ置カズンバアルベカラズ。サリトテ世ノ中ノ事皆一朝偶然ニ作ル者トセバ詮ナキコトナレトモ、古人モ言ヘル言アリ。禍ノ作ルハ作ルノ日ニ作ラズ、亦タ必ズ由テ兆ス所アリト。故ニ禍ノ作ルハ必ズ兆ス所アリテ前ヨリ要心ノ出来ヘキ者ナ

リ。之ヲ怠ルコトアラザレバ如何ナル事変ニ遭逢セシ沖、狼狽後悔スルコトノアルベキ理ナシ。世間往々狼狽スル者ノ現出スルハ所謂転バヌ先ノ杖ト云フヲ知ラザルガ故ナリ。否、無事ノ日ニ当リテ予メ不慮ニ備フルコトヲ怠ルガ故ナリ。今、玆ニ、一家ヲ破リ財産ヲ失ヒ、父母ヲシテ依頼スル所ナク妻子ヲシテ飢寒ニ苦マシムル者アリトセンカ、是レ必ズ何事カ事変ニ遭逢シテ然ルナルベシト雖、其由テ兆ス所ハ其事変ノ作ルノ日ニ非ズ。以前富裕ナルトキ余財ヲ貯蓄スルコトナク、後日ノ計ヲ怠リシトキニ原因スルナラン。若シ此等ノ輩ニシテ余財ヲ貯蓄シ後日ノ不慮ニ備フルコトヲ知リシナレバ、一朝ノ事変ニ逢遭セシトテ何ソ俄カニ如斯ノ不幸ニ陥ルコトアランヤ。

一家一人ノ事ニ付テ然ルノミナラズ、一国政府ノ事モ亦然リ。政府ガ一朝事アルニ当リテ狼狽後悔スルコトアルハ是レ皆転バヌ先ノ杖ヲ知ラザルガ故ナリ。目前ノ小安ヲ偷ンデ後日ノ計ヲ怠リシガ故ナリ。若シ治ニ居テ乱ヲ忘レズ、無事ノ日ニ当テ予メ不慮ニ備フルコトアレハ、何ゾ内憂外患ニ苦シマン。何ゾ一朝ニシテ亡滅スルガ如キ事アラン。徳川覇府ノ政權ヲ失ヒ、三百年來ノ偉業ヲシテ一朝烏有ニ帰セシメシハ抑モ何故ゾヤ。是レ末世ニ於テ一二ノ苛虐失政アリシガ為カ。否、決シテ然ラズ。其政權ヲ失ヒ一朝亡滅ノ禍ヲ招キタルハ必ズ由テ兆ス処アリテ存スルナリ。彼三代將軍以後ニ至リテ

ハ概ネ祖宗家康ガ艱難辛苦ヲ嘗メテ大業ヲ起シタルノ事ヲ忘レ、「勝ツテ兜ノ緒ヲ締メヨ」トノ教戒モ顧ミズ、治平ノ名ニ安シ後日ノ計ヲ思ハズ、驕奢ヲ極メ酒色ニ耽リ政治ヲ怠リシハ是レ亡滅ノ禍ヲ招キシ原因ト云ハザルベカラズ。若シ如斯ノ事ナクシテ祖宗ノ遺意ヲ政々トシテ政事ヲ怠ル事ナケレバ、仮令末世一二ノ失政アルモ伏見ノ一戰何ゾ三百年來ノ偉業ヲ亡ボスヲ得シヤ。近クハ現時財政ノ困難ニ苦ムヲ見ヨ。一二年來何カ失政アリシガ為メニ非ザルナリ。必ズヤ由テ兆ス所アルベシ。彼ノ徳川政府疲弊ノ後ヲ承ケ、且、維新以來内外多事巨額ノ金ヲ要セシヲ以テ今日ノ結果ヲ生スルニ至レリ。若シ、如斯コトナクシテ入ルヲ量リテ出ツルヲ節シ必要ナラザルノ事業ニ干渉スルコトナカリセバ、未ダ現時ノ困難ニ至ラザルモ知ルベカラズ。然レトモ是レハ既往ノ事ニシテ、恰モ死児ノ年ヲ數フルト一般殆ソド無用ノ冗言ナルガ如シト雖トモ、吾輩ノ此言ヲ吐ク亦故ナキニ非ズ。即、既往ノ例ヲ推シテ將來ヲ戒メ、軫バヌ先ノ杖ト云フヲ以テ茲ニ陳述スル処アラントスル也。

今ヤ我国、内ニシテハ財政ノ困難アリ。外ニシテハ條約改正、琉球論ノ紛議等アリ。実ニ内外多難ノ時ナリト雖トモ、廟堂諸公ニ取リテハ昨年ニ比スレバ稍々寧歳ト云フベキカ。夫レ昨年ハ銀貨ノ濫高下アリ。從テ諸物価騰貴シ、加フルニ国会請願者西ヨリ東ヨリ輩下ニ集リ、天下ノ人心恟々トシテ

寧カラザルカ如シ。故ヲ以テ当路者モ少シク配慮スル処アリシナラン。然レトモ、今年今日ハ銀貨ノ變動モ甚シカラズ。米価モ稍々下落シ、国会論者ノ請願モナク、唯、秋田島根等ニ少シク暴動ヲ為シタル者アリシノミ。故ニ、廟堂諸公ニ於テモ、天下ハ平穩ノ姿ナリトテ安堵安心ノ思ヒアリトノ評語ヲ下す者ナキニ非ス。是、実ニ、余輩ガ憂トスル所ニシテ陳述セント欲スル処ナリ。何ゾヤ。古人モ言ヘル事アリ。變動以テ治安ヲ維持シ、天下治平ノ名アリテ而シテ治平ノ実ナク、憂フベキノ勢アリテ憂フベキノ形ナキハ是レ天下ノ大患ナリト。然リト雖トモ我政府ハ賢明ナリ。我廟堂諸公ハ俊傑ナリ。必ズヤ治ニ居テ乱ヲ忘レズ、無事ノ時ニ當リテ予メ不慮ニ備フルガ如キ深謀遠慮ノ在ルアルハ余輩ノ信ジテ疑ハザル処ナリト雖、目前ノ小安ヲ見テ他日ノ乱原トナルヲ知ラザルハ、古今其例多キヲ憂ヘ聊カ贅言ヲ費ス所以ナリ。

国会論ノ我国ニ起リシヨリ茲ニ年アリ。而シテ昨年ノ如キハ其最モ甚シキ時ト謂ツベシ。或ハ元老院ニ建白シ太政官ニ請願シ、甲去レハ乙至リ、丙退ケバ丁論ズルニ至ル。亦盛ナラズヤ。然ルニ今年ニ至リテ一人ノ之ニ繼ク者ナキハ抑モ何ゾヤ。集会条例出デシガ為メカ、請願手續ヲ布告セシガ為メカ。此一片ノ布告ノ力能ク人氏政治上ノ思想ヲ撲滅スルヲ得ベキカ。是レ智者ヲ待テ後知ラザルナリ。凡ソ世ノ中ノ物ハ時ニ從テ變化スルアルモ、有ヲ消シテ無ニ帰スル事能ハズ。

況ヤ天賦ノ自由思想ニ於テヲヤ。然レハ則何ヲ以テ斯ク立消ヘノ姿トナルカ。諸君知ラズヤ。鷲ノ將ニ搏タントスルヤ必ズ先ツ羽ヲ収メ、蠖尺ノ伸ヲ取ルヤ必ズ屈スト云ヘル事ヲ。今少シク平穩ナルガ如キ者ハ、他日大ニ為ス所アラシカカニアラザルナキ歟。若シ然リト考フル時ハ今ヨリ早ク転バヌ先ノ杖トハ何ゾヤ。曰、国会開設是レナリ。国会ニシテ開設セバ終始顛覆ノ患ナク、其杖ニ依リテ我至ラントスル所ヘ達シ得ベキナリ。故ニ宜シク国会開設ニ着手スベント云爾。

(注) 明治一四年七月二日演説、『名家演説集誌・第四号』(明治一四年八月刊)より再録。

「社説」^(注)

左ノ一篇ハ藤田茂吉カ明治会堂ニ

演説セル大意ナリ 友部鴻漸筆記

米人ノ諺ニ曰ク、代議士無クンハ租税有ルコト無シト。蓋シ、代議士ヲ以テ議定セサルノ租税ハ人民之レヲ納ムルノ義務無キヲ謂フナリ。故ニ、徵稅者ハ先ツ徵稅ス可キノ理義ヲ明カニセサル可ラス。納稅者ハ先ツ納稅スベキノ義務ヲ明カニセサル可ラス。徵稅法ニ戻ラスシテ理義明カナラハ、金額ノ多^(寡カ)□幾万円ニ及フモ人民ハ之レヲ拒マサル可シ。若シ夫レ

徵稅其法ヲ得スシテ理義明カナラスンハ、一文半銭ノ少キト雖モ人民ハ之レヲ納ムルヲ願ハサル可シ。稅額ノ多寡ハ固ヨリ徵稅ノ理義ニ関セス、一文半銭ト雖モ理義ニ背テ出タス可キノ謂ナシ。苟クモ理義アラハ百万ノ多キモ辞ス可ラサル時アリ。世ノ納稅者此理ヲ明ニセス、或ハ曰ク、徵稅ノ法正シカラスト雖モ金額極メテ少シ、暫ク之ヲ納ムルモ可ナリト。此ノ如キハ唯徵稅ノ多寡ヲ以テ支出スルト否トヲ決スルモノナリ。蓋^{ニカ}□納稅ノ理義ニ背クノミナラス國民タルノ義務ヲ失フモノト謂フ可シ。若シ代議士ニ因リテ稅ヲ徵スルノ法ナクンハ則止マン。苟クモ其法アラハ如斯ノ主義ニ由リテ納稅ス可キノ謂アラシヤ。

今ヤ我邦国会未タ立タス。代議士ヲ以テ國費ヲ議スルヲ得ズ。國稅ニ附テハ人民未タ其當否ヲ論シ其議事ヲ以テ法律トナスコト能ハサルナリ。故ニ、國稅ニ関シテハ余輩ハ未タ何如シトモスル能ハサルノ地位ニ居ルモノナレハ、唯々諸々政府ノ命スル所ニ從テ膏血ヲ奉呈セサルヲ得ス。然レトモ地方稅ニ至リテハ我地方人民ハ既ニ其徵取支、將ニ喙ヲ容ル、ノ權利ヲ有セリ。今日、我府県會ノ權利不充ナルハ固ヨリナリトモ、府県會ニ附与セラレタル權利ヲ以テ代議士ハ猶徵稅ノ不當ヲ牽制スルノ力ヲ有シタリト謂フ可シ。安ソゾ其權利ノ不充ナルルカ為メニ代議士ノ任ヲ尽ス能ハスト云フノ理アラシヤ。余輩ハ今日ノ代議士ニ望ム所ハ此ニ外ナラサルナリ。

然り而シテ、今日、地方議會ニ現ハル、所ノ事實ニ付キ、余輩ノ殊ニ満足セサル所ナキニアラズ。蓋シ、今日ノ府県會議員ハ才学智識アルノ士ニアラスンハ、則、老練若実ノ人ナルヲ信スルナリ。故ニ、其代議士ノ任ヲ負テ議場ニ上ルヤ、固ヨリ徵稅ノ理義ヲ明カニシ、殊ニ地方稅ヲシテ濫用ニ帰セサランメンコトヲ深慮スルヤ明ナリ。又其持説ノ行ハレサルカ為メニ人民ノ膏血ヲシテ腐化セシムルカ如キコトアル可ラス。議員一朝意ヲ居クノ正シカラサルヨリ、租稅ヲシテ其効ヲ全フセシメズ、夫ノ粒々辛苦アル民膏ヲ腐化セシメテ、遂ニ濫用ノ惡字面ヲ以テ其支弁ヲ評セシムルニ至ルコトアリ。思ハサル可クンヤ。

余輩ノ聞ク所ニ抛レハ、某県會ノ如キハ其地方稅ノ項目中、議會ノ意見ニ適ハサル所アリト雖モ、政府ノ法律ヲ以テ定メタル箇条ナレハ、県會ノ權利ヲ以テ之ヲ廢棄スルヲ得サルニヨリ、故ラニ其費用ニ節減ヲ加ヘテ人民ノ決意ヲ示シ、以テ政府ノ其法律ヲ改良スルニ注意センコトヲ求メタリト。是レ、果シテ実事ナルヲ判定スルコト能ハスト雖モ、現ニ東京府會ニ於テモ此ニ類スルノコトナキニアラス。余輩ノ聞ク所ニ抛レハ、東京府會ニ於テ師範學校ノ費目ヲ議スルニ當リ、其議員ハ師範學校ノ無益ナルモ政府ノ法律ニ由リテ定メタルモノナレハ、之ヲ奈何ントモスルコト能ハサルカ故ニ、其費目ヲ減シテ実行ニ差支ヲ生セシメ、以テ政府ニ其改良ノ至當ナルヲ

示スニ若カスト明言セルモノアリト。此言ノ如キハ、決シテ東京府會カ師範學校ノ費目ヲ議決シタルノ主意ニアラサル可シ。又、此ノ如キノ精神ハ他ノ議決ニ及ヒタルニアラサル可シ。然レトモ、万一此クノ如キノ精神ヲ以テ議決スルカ如キコトアラハ、府民ノ不幸之レヨリ甚シキハナシ。凡ソ、今日ノ代議士タル者ハ、先ツ現在ノ法律ヲ以テ如何ナル權利ヲ附与セラレタルカヲ知り、其法律内ニ至當ノ事ヲ求メ、最良ノ結果ヲ望マサル可ラス。法律ノ改革ニ就テ意見アレハ、之レヲ政府ニ請願スルモ亦可ナリ。而シテ、之ヲ請願スル以上ハ、熱心以テ其実行ニ求メサル可ラス。今ヤ然ラス。既ニ、法律ヲ以テ定メタルモノナレハ議事ヲ以テ動かス可ラストシ、其費用ヲ減シテ其事ノ衰微ヲ促カシ、議決ヲ以テ暗ニ法律ノ行ハレサルヲ求ムルカ如キアラハ、地方議會カ其地方ノ為メニ謀ルノ道ヲ得タルモノニアラサルナリ。蓋シ、議會ハ此ノ如キ場合ニ於テ只□点ノ決ス可キアルノミ。若シ、夫レ法律ノ完全ナラサルヨリ、法律ニ從フコト能ハストセンカ、宜ク進ンテ法律ノ改革ヲ求ム可シ。若シ、已ムヲ得スシテ法律ニ遵テ事ヲ行フトセンカ、宜ク其法律ノ下ニ効ヲ全フスルヲ謀ラサル可ラス。今ヤ然ラス、法律ニ遵フテ効ヲ行ヒナカラ、却テ其事ヲ不完全ナラシメ、為メニ費ヤス所ノ金門ヲシテ、恰カモ河中ニ投スルカ如クナラシムルハ、果シテ何ノ心ゾヤ。法律ヲ改ムルト改メサルトハ政府ノ意ニアリ。政府若シ幾年

ヲ経ルモ之ヲ改メズンハ、議會ハ年々若干ノ金ヲ河中ニ投セサルヲ得ス。是レ、議會自ラ租税ヲ濫用スルモノナリ。余輩ハ議員ノ深クコ、ニ注意シテ、此ノ如キコト無カラシムコトヲ希望スルナリ。

(注) 『郵便報知新聞』明治一四年七月四日社説、豈好同盟七月二日演説、藤田茂吉「地方税ヲ濫用スル勿カレ」

尽一ノ死法ハ以テ万古ノ活人ヲ制ス可ラス

豈好同盟演説会

矢野可宗

抑モ、法律トハ果シテ如何ナルモノゾ。則チ、政府ガ社会公衆ノ安寧保護ヲ計ランガ為メ、コノ事ハ世間ニ害アリ為ス可ラズ、コノ業ハ人民ニ不為メナリ営ム可ラズト、常ニ吾人ノ安全幸福ヲ標準トナシ、苟モ之ヲ碍ゲ之ヲ傷フモノハ一切之ヲ禁セシムガ為メ設クルモノ是ナリ。此法律ヤ手アリテ自ラ働クニ非ズ。体アリテ自ラ動くニ非ズ。唯是レ一個無形ノ死物ノミ。若シ、其儘ニシテ差措ン乎、決シテ社会ニ向テ一害ヲモ禁ズルコト能ハズ。一弊ヲモ除クコト能ハズ。毫モ其法律タルノ効用ヲ見ル能ハザルナリ。故ニ、此法律ヲシテ真ニ其法律タルノ実効ヲ奏セシメ、其利益ヲ生ゼシメンニハ人ア

リテ之ヲ働カシメザル可ラズ。人アリテ之ヲ動かシメザルベカラズ。之ヲ演劇ニ譬フ。法律ハ猶ホ其仕組ノ如ク之ヲ働カシムルノ人ハ猶ホ俳優ノ如キ乎。夫レカノ演劇ヤ如何ニ。其仕組立派ニ整理シ充分ニ備足シ、一世ノ人情時態ヲ模写シテ真ニ逼ルノ妙アル者ニテ、戯曲中ノ巨擘ト称スル彼ノ忠臣蔵ノ如クナルモ、其仕組ハ独自ニテ妙ヲ得ルモノニ非ズ。若シ、其儘ニシテ置シニハ只一個ノ狂言ノ仕組ノミ。無字ノ兪爺ヲシテ善ヲ勸メシムル能ハズ。無智ノ野狐ヲシテ惡ヲ懲シムル能ハズ。決シテ演劇ノ実価ハ之ナカルベシ。此演劇ヲシテ真ニ劇タルニ背カザルノ実価ヲ得セシムルニハ、則チ、俳優ヲシテ之ヲ実地ニ演セシメ之ヲ現状ニ擬セシメサルヲ得ズ。今、夫レ、法律ノ如キモ之ニ異ナラズ。政府アリテ之ヲ働カシメ活機ヲ得テ以テ其効用ヲ生ズルモノニシテ、其本質タル之ヲ称シテ死物ト為サバル可ラザルナリ。已業ニ法律ヤ死物ナリ。而シテ、此死物ヲ以テ檢束シ其範圍内ニ籠絡セントスル社会ノ人間ナル者ハ之ニ異ナリ、健全ノ体軀ヲ有シ強壯ノ手足ヲ具シ、且ツ事物ヲ思慮スルノ精神ヲモ持シタル一個ノ真活物ニシテ、年所ヲ経ルニ隨ヒ其身体精神ハ共ニ發達シテ止ザルモノナリ。決シテ万古ニ涉リテ一定變ゼザルノ死物ニハ非ザルナリ。嗚呼、之ヲ制御セントスルノ法律ヤ死物ナリ。制御セラル、ノ人間ヤ活物ナリ。死ヲ以テ活ヲ待ツ。施政ノ事亦難シト謂可シ。法律ト人民トノ関繋ヤ夫レ如斯、一ハ死物ニ

シテ機ニ臨ンデ活動スルコトナク、一ハ全ク之ニ反シ自動自働ノ活機ヲ有シ、常ニ變遷シテ極マリナキモノナレバ、兩者ノ其趣ヲ異ニスル、豈ニ齷ニ氷炭相容ザルノ比ノミナランヤ。其法律ヲ取扱ヒ之ヲシテ活動セシムルノ方法如何ニ依リテハ、大ニ實際上弊害ヲ醸出スルコト勦シトセザルナリ。然レバ則チ、如何セバ此弊害ノ生ズルコトナク法律ノ実効ヲ見ルヲ得ベキ乎。曰ク、他ナシ、只法ヲシテ万世画一ナラシメズ能ク時ニ随ヒ世ニ伴フテ變易改更セシムベキアルノミ。蓋シ、其始メ法ヲ制スル人間ハ、彼ノ天上ニ在リト云フ「ゴット」ノ如ク、神通自在ノ力ヲ有スルモノニ非ズ。均シク通常ノ人類ニ外ナラザレバ、其法ヲ制定スルニ当リ、安ソゾ数千百年ノ未來ヲ洞察シ万古ニ通ジテ障害ナキ一定則ヲ設クルコトヲ得ベケンヤ。故ニ、其立法者ガ採リテ以テ準繩トナシ、之ニ適シテ障碍ナク之ニ合シテ支吾ナキノ法例ヲ制定セントスレハ、必ズ先ヅ其當時ノ世態人情ニ基カザルベカラズ。雖然、前述ルガ如ク吾人々間ハ活物ニシテ其變遷ヤ極マリナク、去年是ナリトノ願望セシ所ノモノ今年ハ亦非ナリトノ排斥スルモノアリ。今日邪トシテ嫌惡スルモノ、安ソゾ明日ハ亦正トシテ嗜好スル所ト為ラザルコトナキヲ知ンヤ。人事變遷ノ速カナル、昨日ノ瀕ハ今日ノ瀕トナルガ如キノ比ニ非ザルナリ。既ニ、其制法ノ準繩タル、當時ノ世態人情ニシテ其變遷スノ如シ。安ソゾ独リ、其準繩ニ拠リテ制定セルノ法律ノミ變更セ

ザルヲ得ベケンヤ。必ズヤ、時ニ随ヒ世ニ伴フテ其變更ヲ共ニセザル可ラザルナリ。コレ蓋シ、死物ヲ以活物ニ接スルノ定則ナリ。諸君乞フ、カノ兒童ノ衣服ヲ看ヨ。其生レテ未ダ歲月ヲ経ザルニ当リテヤ、僅々数尺ノ布ヲ以テ能ク之ヲ裁スルヲ得ベント雖トモ、既ニ五六才ノ比ニ至レバ最早赤子ノ衣ヲ以テ之ニ服セシムル能ハズ。必ズ更ニ大ナル寸尺ノ新衣ヲ調ヘザル可ラザルナリ。又、成長シテ十歳以上ニ及ベバ、更ニ又之レニ適スルノ大衣ヲ裁セザル可カラズ。如斯シテ弱冠ノ比ニ至ル迄ハ、漸次其体ノ成長シ其身ノ大ナルニ随ガヒ其衣服ヲ更新セザル可ラズ。若シ然ラズシテ、其兒ノ成長スルニモ拘ハラズ依然其衣ヲ改メズ旧服ヲ着セシムルガ如キアラバ、其不都合不便利ハ果シテ如何ゾヤ。一定不變ノ死物ヲ以テ變遷極リナキノ活人ニ接スルニハ、其死物ノ活人ノ變遷ト共ニ改更セザル可ラザルハ、兒童ノ衣服ニ於テスラ猶斯ノ如シ。況ンヤ、一國人民ノ安全幸福ニ直接ノ關係ヲ及スノ法律ニ於テヤ。太初渾沌ノ時代ヨリ逐次開明ノ域ニ進ムニ随ヒ、其法律ノ變更セザル可ラザル智者ヲ待テ後ニ知ザルナリ。太初野蠻賤昧ノ時代ニ於テハ一般ノ人民自治ノ何物タルヲ知ズ、皆、只、卓出ノ西長ヲ戴キ其命令ヲ聽キ其指揮ニ随フテ知ルノミ。斯ル人民ニ向テハ、愚民ノ上ニハ苛キ政府アリトノ俚諺ノ如ク專制抑圧ノ政治ヲ施行シテ一ノ不當ヲ見ルコトナシ。然トモ、漸ク星霜ヲ経、開明ノ曙光ニ向フニ及ブハ、次第ニ

君主專制ノ法ヲ廢シテ漸次自由ノ制度ニ變更セザル可ラズ。若シ夫レ然ラズシテ文化大ニ進ミ、自由権理ノ行ハル、コト歐米各邦ノ如キノ人民ニ向テ獷猛野鄙ナルコト阿非利加内部ノ如キ法律ヲ施シ、万古ニ涉リテ画一毫モ變更ナキノ法ヲ以テ歳々相異ナルノ活人ヲ制セントスルガ如キアラバ、人民ハ遂ニ之ニ堪得ズシテ如何ノ兇變ヲ生出センモ計ル可ラザルナリ。果シテ如斯ニ至レバ、社会ノ安寧ヲ致シ幸福ヲ謀ランガ為メノ法律ニシテ、却テ一国ノ治安ヲ破リ禍乱ヲ招クノ媒タルニ至ラン。法ヲ執ル者豈ニ戒メテ警メザル可ケンヤ。

顧ミテ我日本國ノ内狀ヲ觀察スルニ、今日ノ人民ハ決シテ昔日ノ幼稚人民ニ非ズ。維新以來僅々十数年ノ間ニ於テ、實ニ旧來ノ面目ヲ一變シ恰モ東海ニ一個ノ新國ヲ造リ出セシガ如キノ状態アリ。於茲乎、我賢明政府ハ亦大ニ注意スル所アリ。旧來ノ陋法ヲ改革シ改進ノ処置ヲ施シタルコト尠ナカラズ。殊ニ昨年ニ於テ彼善美ニシテ世多ク比類アラザル刑法、治罪法ヲ發行セラレタルハ、余輩人民ノ我政府ニ向テ謝シ奉ル所ナリ。然リト雖モ、奈何ンセン、国家内外多事ノ今日ナレバ、如何ニ賢明ノ政府ト雖、我々人民ニ取リテ尚未ダ満足セザルノ法制少ナカラザルナリ。十歳前後ノ垂髫兒ニ適スルノ衣服ヲ以テ、我成童タル日本人民ニ着セシメントスルノ状ナキニ非ザルナリ。何ゾヤ、彼ノ世間ノ論者ガ喋々シテ止メザルノ國會ハ何故ニ未ダ開設セラレザル乎。彼ノ國約憲法ハ何

故ニ未ダ制定セラレザル乎。我人民ハ十歳未滿ノ小兒ニハ非ザルナリ。最早十七八歳ノ成童ニ達シタリ。十七八歳ノ成童ニ着セシムルニ垂髫兒ノ衣服ヲ以テセバ、成童タル者能甘シテ之ヲ服スベキ乎。苟モ痴者ニ非ザルヨリハ必ズ其服ノ身ニ適セズシテ其不便ナルヲ思フベシ。啻ニ其不便ヲ感スルノミナラズ強テ之ヲ服セントセバ、外人ノ為メニ嗤笑セラレテ共ニ交際ヲ為ス能ハザルノ事情ニ至ルベシ。此時ニ当リテ適当ノ新衣ヲ賜ハラントテ請願スルナルベシ。モシ請願シテ尚聽レザレバ、我不便ト我恥辱トニハ換ラレズ、遂ニ親子ノ間柄ヲモ顧ミズ暴卒ニ出デ、以テ其素志ヲ貫カントスルモ未ダ計ル可ラズ。一人一個ノ人間ニシテ、既ニ然リ。況ンヤ一國ノ衆人民ニシテ既ニ成童ニ達シナガラ、尚ホ垂髫兒ノ服ヲ着セラレ、既ニ開明ノ域ニ進ミナガラ尚ホ野蠻ノ旧法ニ制セラル、コトアラバ、或ハ恐ル、人間憤怒心ノ集ル処凝結シテ不測ノ兇變ヲ生ズルコトアランコトヲ。願クハ当路ノ君子早ク茲ニ注目シテ我々成童ノ人民ヲシテ身ニ適シテ不便ナキノ衣服ヲ着スルノ自由ヲ得セシメヨ。

(注) 明治一四年八月六日演説、『名家演説集誌・第五号』(明治一四年九月刊)により再録。

特別保護ヲ論ス^(注)

豈好同盟演説会ニテ

波多野 一

諸君ヨ、特別保護トハ既ニ字義ニ於テ明カナリナナルガ如ク、一般ノ保護ノ外ニ格段ナル保護ヲ与フルヲ謂ナリ。假ヘバ政府ハ一般ニ人民ヲ保護スルハ至当ナリ。而ルニ、其事業ヲ奨励セン為メ特別ニ一ノ会社ヲ保護シ或ハ其ノ事物ヲ隆盛ナラシメンガ為メ、格段ニ一人又ハ一地方ヲ保庇スルハ、是則、特別保護ト云フベキナリ。

夫レ、事物ニ盛衰アルハ自然ノ数ニシテ人事ノ常ナリ。已ニ盛衰アレハ其衰フル者ヲ特別ニ保護スルハ勢ノ止ムヲ得ザル所ナリ。故ニ、特別保護ハ政治上亦欠クベカラザルノ場合アリ。然レトモ、其要否如何ヲ顧ミズシテ濫リニ之ヲ行フニ至レバ、害ニ害アリテ益ナク損アリテ利ナキノミナラズ、偶々以テ私慾ヲ逞フスルノ要具トナリ、国民ヲ害スルニ至ルベキアルノミ。故ニ特別保護ノ事タル其利害ノ関スル所、蓋シ少少ニアラザルナリ。

例令バ、我國ニ於テ農工業ノ振ハズ汽船運輸ノ盛ナラザル如キアラバ、其事情ヲ審カニシテ之ニ特別ノ保護ヲ与フルモ亦不可ナカルベシ。何トナレバ、我國ハ農工物産ヲ必要トス

ルガ故ニ、若シ之ニ不足ヲ生セバ供給ヲ外国ニ仰ガザルヲ得ズ。又、汽船会社ニシテ衰微セバ航海ノ権尽ク外人ニ帰シ、運輸ノ利皆外人ノ専有スル所トナレバナリ。夫レ、外品ヲ購求シテ輸出ノ産物ナクシバ、金貨濫出、貿易ノ不平均アリ。以テ国カラ萎靡セシムルニアラズヤ。航海ノ権全ク外人ニ帰シ我ノ船艦用イルニ足ラズンバ交通ニ不便アリ。運輸ニ不便アリ。以テ一國ヲ衰退セシムルニアラズヤ。此ノ時ニ当テヤ必ズ特別ニ保護ヲ与ヘザルベカラザルナリ。彼ノ我政府ノ毎年二十五万円ヲ捐テ、三菱会社ヲ保護スルガ如キハ、則、此場合ナリト云フベキカ。夫レ二十五万円ノ金額尠ナカラズト雖トモ、沿岸航海ノ権ヲシテ百人ニ専有セシムルハ策ノ得タル者ニアラザルナリ。而シテ今ヤ三菱会社ニ由ルニアラズンバ他ニ外人ノ航海權ヲ制スル者アルヲ聞カズ。往年「ピーオー」会社ト三菱会社ノ競争ヲ以テ知ルベシ。豈、危カラズヤ。是等ハ則、特別保護ノ宜シキヲ得タル者ニシテ国家ニ利益アリト謂フベキナリ。

昔シ封建ノ世ニ当リ文明ノ進捗ヲ妨害セル者一ニシテ足ラズト雖トモ、其一原因ヲ占ムル者ハ彼ノ所謂株式ナル者アリテ事業ノ進路ヲ遮断スルニ是レ因ルナリ。即チ、酒屋板場ノ株ノ如キ一家特有ノ者ニシテ他ノ之ヲ有セザル者ハ更ニ営ムベキノ道ナシ。是、豈、商業進歩ノ方ナランヤ。凡ソ事物ノ進捗ハ競争ノ力与テ多キニ居ル者トス。彼ノ巨万ノ全額ヲ擲

テ非常ノ時間ヲ費シテ開設セル勸業博覧会ノ如キ其利益トスル所、孰レノ点ニアルヤ。是レ一ニ農工ノ事業ヲ執ル者ヲシテ競争ノ心ヲ發揮セシムルノ利益アルニ由ルニ非ズヤ。而ルニ此株式ナル者ハ自他競争ノ念慮ヲ断絶セシムルニ由リ、独リ株式ヲ有スル者ニシテ壟斷ノ利ヲ占有セシムル者ナリ。其禍害タル畜ニ其商業ヲ營マントスル者ノ不幸ニ止マラズ。蓋シ、彼ノ株式ヲ有スル者ハ他ニ競争者ナキヲ以テ粗造ノ品物ト雖トモ、世人ノ不得止之ヲ買ハザルヲ得ザレバ、一般需用者ノ不幸亦知ルベキナリ。嗚呼、特別保護ノ害ヲ社会ニ流ス、夫レ斯ノ如シ。豈ニ鑑ミザルベケンヤ。而ルニ今ヤ不当ノ特別保護ヲ為ス、恰モ封建ノ世ノ株式ノ如キ者ヲシテ再び我國ニ現出セシメントス。何ゾヤ政府ノ関西貿易商会ヲ保護スル是ナリ。抑モ今日輿論ノ已ニ呶々囂々トシテ不平不満ヲ鳴ス所ノ彼ノ開拓使官有物払下ノ如キ、名ハ払下ニ屬スト雖トモ関西貿易商会ニ非常ニ特別保護ヲ与フル者ナリ。蓋シ三百万ノ現価アル物品ヲ三十万円、無利足、三十ヶ年賦ニテ払下ケタリトセバ、其一年ノ上納スル所僅カニ一万円ニ過ギザルナリ。今夫レ年々一万円ヲ得ント欲セバ、一割ノ利子ニシテ十万円ヲ有セバ足レリトス。然ラバ則チ是レ三百万円ノ現価ノ三十分ノ一タル、十万円ノ金額ニテ払下グルト一般ナリ。況ヤ十年ノ後ハ其利子ダモ払ハザルニ至ルヲヤ。豈実ニ廉価ノ者ナラズヤ。其残余二百九十万円ハ全ク商会ノ利益ニシテ政

府ノ特別ニ之ヲ保護スル者ナリト云ハズシテ何ゾヤ。

諸君、試ミニ思ヘ。関西貿易商会ニシテ若シ此特別ノ保護ヲ得テ北海道ノ全商權ヲ掌握セバ其結果タル、果シテ如何ゾヤ。彼ノ商会規則ノ言フ所ヲ聞ケバ、凡ソ北海道ノ産物ハ一切其商会ノ手ヲ経ザレバ運搬スルヲ許サズト。果シテ然ラハ三菱会社モ広業社モ其利益ハ皆該商会ノ奪フ所トナリ其業ヲ廢シ其職ヲ空フスルヤ必セリ。是レ競争シテ商業ヲ北地ニ營ム者ナキナリ。己ニ競争者ナケレバ該商会ノ利益ヲ營ムヤ益々甚シク湿手粟ト一般ナリ。之ヲ如何ゾ彼ノ封建ノ世ノ株式ト同視セザルヲ得ンヤ。果シテ然ラバ文明ノ進歩ニ於テ遮害スル知ルベキノミ。全国人民ノ不幸誠ニ言フニ忍ビザル者アルナリ。是レ豈ニ当路者ガ特別保護ヲ濫用シテ其害ヲ国民ニ及ボス者ト云ハザルベケンヤ。我輩如何ゾ咄々恠事ノ嘆ヲ廢セザルヲ得ンヤ。

然リト雖トモ、如此、特別保護ハ西洋ニ於テモ其例ナントセス。彼ノ英ノ東印度会社ニ於ケル是ナリ。該社ハ千六百年代ニ興リテ英王エリサベス、ゼームス、チャールズ等ヨリ免許ヲ得テ印度地方ノ商売權ヲ專有シ、英國人ノ印度ニ商売シテ之ト競争セントスル者ヲ妨ケ該地ニ跋扈シテ暴戻無理至ラザルナク、太ダ英國ノ面目ヲ辱シメタルコトアリ。今、関西貿易商会ノ保護モ大ニ之ニ類似スル者ナリ。我輩、豈ニ我國ニ東印度会社ヲ見ルノ不幸ニ至ルヲ默視スベケンヤ。

嗚呼、特別保護ノ宜シキヲ得レバ国家ニ大利アリ。苟モ其
当ヲ失スルアレバ其害ヲ社会ニ流ス。彼東印度会社ノ如シ。
而シテ今ヤ我国ニ此ノ畏ルベキ東印度会社ノ覆轍ヲ踏マント
ス。如何ゾ之ヲ排撃セザルヲ得ンヤ。

(注) 明治一四年九月三日演説。『郵便報知新聞』予告演題は「特
別保護ノ性質ヲ論ズ」となっている。『名家演説集誌・第八号』
(明治一四年一〇月刊)より再録。

付記

豈好同盟のメンバーを引継いで発足した東洋議政会について別
稿を参照していただければ幸いである。松崎「東洋議政会演説会
について——明治十年代における慶應義塾系演説会の研究——」
(『慶應義塾志木高等学校研究紀要二四輯』所収)